

成年後見制度・親族後見人 専門相談会



「老後、頼れる身内がないので入院時などのことが心配」
「お金の管理、契約手続きが一人ではできない」
「成年後見制度の申請方法が分からない」
「自分が亡くなった後の障がいのある子どものことが心配だが、家族で後見人を出来るか不安」
「親族として後見人をしているが悩みが多い」

専門職が相談に応じます

【時間】 13 時～16 時、1 人 30 分（要予約、無料）		
【場所】 あいプラザ 1 階 社会福祉協議会会議室		
開催日	相談員	申込受付
令和 7 年 5 月 28 日(水)	司法書士	4/1～
令和 7 年 7 月 23 日(水)	社会福祉士	6/2～
令和 7 年 9 月 24 日(水)	社会福祉士	8/1～
令和 7 年 11 月 26 日(水)	司法書士	10/1～
令和 8 年 1 月 28 日(水)	社会福祉士	12/1～
令和 8 年 3 月 25 日(水)	司法書士	2/2～

◇ 成年後見制度とは・・・

認知症や知的障がい・精神障がい等で判断能力が不十分な方の「意思決定を支援する人（成年後見人等）」を家庭裁判所が選ぶことによって、本人の権利や財産を守ることを目的とした、法に定められた制度です。

◇ お問い合わせ、お申込み先

- ・ 廿日市市成年後見利用促進センター（廿日市市社会福祉協議会）
- ・ 〒738-8512 廿日市市新宮 1 丁目 13 番 1 号
- ・ 廿日市市総合健康福祉センター「山崎本社みんなのあいプラザ」3階
- ・ Tel（0829）20－5176、Fax（0829）20－1616
- ・ Email：kouken@hatsupy.jp
- ・ 開設時間：平日午前 9 時から午後 5 時
- ・ （土日、祝日及び年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日)を除く）